

JMAN 会員規約

【第1章/総則】

- 第1条 (名称) 本会は、ジャパンメイクアップアーティストネットワーク (英文: Japan Make-up Artist Network)、略称ジェイマン (=JMAN) と称する。
- 第2条 (所在地) 本会の本部及び事務局は東京都におく。
- 第3条 (運営) 本会の運営管理は、理事会のもと各委員会が主体となり、事務局と協力して行うものとする。

【第2章/会員】

- 第4条 (会員) 本会は原則として本会の趣旨に賛同するすべての個人会員、法人会員により構成される。
- 第5条 (入会) 所定の入会申込書を提出し、入会金 (1,000円) 及び初年度年会費を納入の後、会員として登録される。初年度年会費は1月～6月入会の場合2,000円、7月～12月入会の場合1,000円とする。一旦納入された費用は、理由の如何にかかわらず返金されない。
- 第6条 (退会) 本会を退会しようとする時は、退会届を提出するものとする。また、年会費を納入せず半年以上経過した者は、退会したものとみなし登録から削除する。
- 第7条 (除名) 会員及び理事委員が次の各号の一に該当する行為を行った場合は、理事会における3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。
- (1) 本会の規則に違反した場合。
 - (2) 本会の名誉を著しく損なう行為をした場合、または本会の目的に反する行為を行った場合。

【第3章/組織構成】

- 第8条 (理事会) 理事会は理事長、副理事長、および理事によって構成される。
- 第9条 (理事) 理事は、2名以上の理事の推薦によって理事会で認められたものとする。
- 第10条 (理事規定)
- 1) 理事は、JMANの諸活動に可能な限り参加、協力しなければならない。
 - 2) 理事は、いずれかの委員会に所属するものとする。
 - 3) 理事は理事会における議題の発議権、および議決の投票権を有するものとする。
 - 4) 理事は理事会費を毎年5月末日までに事務局に納めなければならない。
・理事年会費: 10,000円
- 第11条 (委員会) 理事会は、次の3つの委員会を運営する。
「メイクの日」普及・振興委員会/検定委員会/広報委員会
- 第12条 (委員会運営) 各委員会は、委員長、副委員長、委員によって構成される。また、理事は一つ以上の委員会に所属するものとする。
- 第13条 (会員) 会員は、自主的に各委員会活動に参加できる。
- 第14条 (法人会員) 本会の趣旨に賛同し、活動を支援する団体及び企業を法人会員とし、別に定める特典を得るものとする。
- 第15条 (特別会員) 特別会員は理事会において出席者の3分の2以上の理事が認めた者とする。特別会員は、年会費および運営活動の義務を負わないと同時に、理事会における投票権を持たないものとする。
- 第16条 (事務局) 会員に関わる事務処理及び会計業務を行う。

【第4章/会議】

- 第17条 (委員会) 各委員会は委員長の招集により開催され、理事会及び事務局へ報告するものとする。
- 第18条 (理事会) 理事長、副理事長と理事によって招集され、必要に応じて不定期に開催されるものとする。

【第5章/資産及び会計】

- 第19条 (資産の構成) 本会の資産は次にあげるものをもって構成する。
入会金収入/年会費収入/検定料収入/セミナー/イベント/出版等/その他の活動に伴う収入
- 第20条 (資産管理) 事務局が管理し、理事会に報告される。
- 第21条 (会計報告) 年度収支決算は、事務局によって作成され、理事総会 (毎年2月) において報告される。

【第6章/規約の変更】

- 第22条 本規約の各条項に変更の必要が生じた場合は、理事会において検討され、3分の2以上 (委任状を含む) の賛成により変更することができる。
-